

府中基地跡地留保地活用基本方針（案）に対するパブリック・コメント手続の実施結果

1 意見・提案の提出期間

平成27年12月21日（月）から平成28年1月20日（水）まで

2 意見の提出者等

提出者数	件数	意見の提出方法（人数）				
		Eメール	FAX	郵送	意見投函箱	窓口
22	48	7	3	1	10	1

3 意見の種類

①	留保地活用の検討方法等について	17件
②	留保地の活用方法等について	16件
③	周辺環境との調和等について	6件
④	緑地、樹木の保全保護等について	5件
⑤	関係機関との協議等について	4件

4 意見の概要とそれに対する市の考え方

No.	意見の種類	市民意見・提案の概要	市の考え方
1	①留保地活用の検討方法等について	基本理念や基本原則には賛同するが、基本原則④が適正に進められるかどうかということについて懸念がある。 (同意見1件)	民間利用に供する場合は、地域まちづくり条例等に基づき、国や事業者と十分協議の上、適切な規制・誘導策を講じてまいります。
2		子どもや子育て世代、高齢者など、もっと様々な年代の人たちが、意見やアイデアを出し合うことのできる機会を作してほしい。 (同意見1件)	できるだけ多くの市民、多くの世代からご意見を伺うことが重要であると考えますので、「広報ふちゅう」のほか、ホームページやツイッター等も活用し、幅広く周知を行ってまいります。
3		若い世代からも意見を聞く機会を作れるように、「広報ふちゅう」以外の周知手段を考えてほしい。	
4		本留保地においては様々な利用方法が考えられると思うが、土地取得費用も含め、コスト削減も実現できる計画を期待する。特に、市民及び市のニーズを事前調査し、市の財政事情も考慮した上で、必要に応じて民間との協議も行いながら計画を具体化してほしい。	基本原則③にも記載のとおり、利用計画の策定に際しては、用地取得及びその後の整備費用等を加味した上で検討を行ってまいります。この過程においては、市民はもとより事業者等の意見を伺い、より現実的な計画となるよう努めてまいります。

No.	意見の種類	市民意見・提案の概要	市の考え方
5	①留保地活用の検討方法等について	本留保地は、返還以後、自然のまま放置された市内に残る大規模で貴重な空間であり、また、周辺に浅間山や府中の森公園などの豊かな緑と、美術館や生涯学習センターなどの文化・教養施設が立地する場所であるため、留保地の土地活用にとどまらない、市が目指す魅力あるまちづくりを視野に、100年先を見通した計画作りをしてほしい。	本留保地は、約15haという市内に残された貴重な大規模な土地であり、これまでの歴史的経緯や周辺に及ぼしてきた影響等に鑑み、単に留保地内の活用にとどまらず、周辺に与える影響等についても十分に考慮したうえで、将来にわたって有効に活用するための利用計画を策定する必要があると考えております。
6		今後、市民が知恵を出し合って本留保地の活用を考える上で、一度も足を踏み入れたことのない敷地内の見学の機会を設けてほしい。 (同意見1件)	本留保地内は、建物の崩壊や樹木の倒木などの危険性が高いことから、市民の立ち入りは禁止となっておりますが、今後、国と調整してまいります。
7		民間活用の前提として「府中市周辺地域に必要な施設や面積」、「新たな集客や雇用拡大につながり府中市の活性化に貢献するもの」、「市場合理性に合い永続的に活用されるもの」という要素を総合的に勘案して計画に盛り込むためには、早期の検討段階から民間の関連事業者や各種専門家の意見聴取を行う必要があるため、それが可能なプロジェクトチームを編成してほしい。	本留保地利用計画の策定については、市が主体となり、市民や関係団体等と協働して推進してまいります。 本留保地の活用方法については、基本方針（案）にも記載のとおり、市の財政事情や約15haという広大な面積を考慮すると、公共と民間の共存活用によるゾーニングの設定が現実的であるというのが、現状の本市の考え方です。 この考え方に立った上で、市民のご意見をどのように伺っていくかという手法については、市民・団体・事業者等による協議会等の設置を含め、今後検討をしてみたいと考えております。
8		基本理念と基本原則について賛同はするが、市のリーダーシップのもと、市民や関係団体と協働することが重要である。 活用方法については、基本的には公共利用とすべきだと思うが、公共と民間利用のゾーニングを設定する場合についても、市がリーダーシップを取り、市民の意見を取り入れた複数案を作り、協議を重ねてほしい。	なお、現時点では、平成28年度に市が作成する利用計画の素案を元に、平成29年度以降、ご意見の聴取をしてみたいと考えておりますが、平成28年度の利用計画素案作成時においても、必要に応じて協議をさせていただく必要があるものと考えております。

No.	意見の種類	市民意見・提案の概要	市の考え方
9	①留保地活用の検討方法等について	基本理念において、「市民、関係団体との協働により推進」とあるが、示されたスケジュールにおいては、平成29年度以降に市民参画となっている。計画策定段階から市民協働といえる体制づくりをしてほしい。	本留保地利用計画の策定については、市が主体となり、市民や関係団体等と協働して推進してまいります。 本留保地の活用方法については、基本方針（案）にも記載のとおり、市の財政事情や約15haという広大な面積を考慮すると、公共と民間の共存活用によるゾーニングの設定が現実的であるというのが、現状の本市の考え方です。 この考え方に立った上で、市民のご意見をどのように伺っていくかという手法については、市民・団体・事業者等による協議会等の設置を含め、今後検討をしてみたいと考えております。 なお、現時点では、平成28年度に市が作成する利用計画の素案を元に、平成29年度以降、ご意見の聴取をしてみたいと考えておりますが、平成28年度の利用計画素案作成時においても、必要に応じて協議をさせていただく必要があるものと考えております。
10		利用計画の策定に当たっては、専門家や市民、環境市民団体を構成員とした協議会を設置して協議してほしい。また、計画の素案の段階から広く市民に公表し、多くの市民の要望を取り入れてほしい。	
11		市内に残された貴重な土地で、未来に残すべき財産であるので、できれば全体を公園緑地として残してほしいが、敷地の広さや市の財政事情を考慮すると、公共と民間の共存活用を受入れざるを得ないと思う。その場合においては、市が具体的な案を作成し、賛成・反対を住民に聞くのではなく、いくつかのパターンを想定して、市民の意見を求める方法を採用してほしい。 (同意見 2件)	
12		利用計画の策定に当たっては、できるだけ初期の段階で市から案を出し、市民がそれに対して意見を述べることのできる市民参加型の協議体制としてほしい。	
13	②留保地の活用方法等について	介護予防推進センターのような介護予防専用施設に保育所を併設し、少子高齢化対策に資する活用をしてほしい。	本留保地の具体的な活用方法については、基本方針の策定後に作成を進める利用計画において、市民の皆様のご意見を伺いながら検討してまいります。 この度いただいたご意見についても、検討のための参考とさせていただきます。
14		資料館やレストランを併設した環境先進型公園（樹木を活かし緑に囲まれた、市民の憩いの場）を、環境問題に関心のある市民・企業・コンサルタントなどと連携し、設置してほしい。	
15		誰もが気持ちよく憩える公園緑地を作ってほしい。	
16		本留保地は未来に残すべき貴重な財産であるため、可能であれば本留保地の全てを、震災時には避難場所となり、普段は子どもたちが自由に遊び、自然と触れ合うができる公園緑地としてほしい。 (同意見 4件)	

No.	意見の種類	市民意見・提案の概要	市の考え方
18	②留保地の活用方法等について	本留保地の緑地を、浅間山と府中の森公園と一体的に捉え、地域の緑の規模と質を高めることにより、家族が一日過ごせるレクリエーションエリア空間並びに、周辺市にも恩恵を与える緑地を創出してほしい。	本留保地の具体的な活用方法については、基本方針の策定後に策定を進める利用計画において、市民の皆様のご意見を伺いながら検討してまいります。 この度いただいたご意見についても、検討のための参考とさせていただきます。
19		現状の建物やフェンスを撤去し、防犯・防災面に留意した自然の雑木林のような一帯としてほしい。	
20		府中市の小中学校は過密状態であり、特別支援学級の人数も多いため、小中学校と保育所を建設してほしい。	
21		留保地周辺は、文化・芸術の環境に恵まれているが、文化センターのない空白地域である。そこで、留保地を、社会福祉協議会の「わがまち支えあい協議会」を基に、市民が主体的に市民協働で計画する独立した地域コミュニティーを形成する空間として位置づけてほしい。 また、地域福祉・福祉医療の中心ゾーンとしての役割を持ったモデル地区としてほしい。	
22		府中市の人口構造に適応した、市民ニーズの変化に順応可能な公園を計画してほしい。この点において、グラウンドなどの恒久的な施設よりも、できるだけ既存の樹木を残した活用してほしい。	
23	府中市の内外から人が集い、市の魅力が高まり、市の経済にもプラスになるようなショッピングセンターを建設してほしい。		
24	教育都市を目指し、若者が集い暮らすまちとなるよう大学を新設するか、富裕層が集うまちとなるよう公立の中高一貫校または小中一貫校を新設してほしい。		

No.	意見の種類	市民意見・提案の概要	市の考え方
25	②留保地の活用方法等について	基本方針（案）が作成されたが、何も計画せず、現状維持としてほしい。	本留保地を含む大口返還財産については、地元地方公共団体が主体となり、地域のニーズを十分に踏まえた上で、国へ提出する利用計画を策定し、当該計画に基づいて有効な活用を図ることとされています。 また、本留保地内部においては、建物の廃墟化や樹木の繁茂等により近隣の住環境に影響があるほか、小金井街道の歩道部分の狭小や不法侵入など様々な問題があるため、これらを改善するためには、できるだけ早期に利用計画を策定する必要があるものと考えております。
26	③周辺環境との調和等について	小金井街道の歩道は、非常に狭く、自転車の擦れ違いが困難であるほか、安心してベビーカーを利用することもできないので、利用計画に関わらず最優先で対処してほしい。 （同意見1件）	小金井街道の歩道が狭小であり、通行に弊害をもたらしていることについては、喫緊の課題であると捉えておりますので、利用計画の策定に先行して対応できるよう、国と協議を進めております。
27		隣接する住宅地に合わせて低層住居専用地域とし、近隣の日照権を尊重するとともに、隣接する生活道路との整合性を考慮してほしい。	基本方針（案）の基本原則にも掲げておりますとおり、本留保地の活用にあたっては、できる限り近隣の住環境との調和を図ることを前提に進めてまいります。その前提に立った上で、隣接地に悪影響を及ぼすことのないような利用計画を策定する必要があるものと考えております。
28		本留保地と隣接する住宅地の間には、より良い環境を将来に渡り維持するため、区画道路を整備してほしい。また、隣接地と高低差がある所については、土留壁やスロープを構築してほしい。	
29		自分の家の前に中高層建築物が建てられるのは嫌なので、利用計画において、第一種低層住居専用地域を維持することを明確に記載してほしい。	
30		建物を建てるのであれば、高さの制限をしてほしい。	
31		④緑地、樹木の保全保護等について	
32	留保地の生態調査を行い、希少動植物の保存保全を行うとともに、具体的な措置を施す場合は、専門家や市民、環境市民団体等の意見も取り入れてほしい。		
33	従来の「研究施設ゾーン」となっていた区域は、返還以来ほとんど人の手が入らなかったことから、元々植栽されていた樹木以外にも、周辺から運ばれた種子により、自然状態に近い樹林が形成されているため、これらの樹林を活かした保全緑地を残してほしい。		

No.	意見の種類	市民意見・提案の概要	市の考え方
34	④緑地、樹木の保全保護等について	少子高齢化にも関わらず宅地開発が進められている本市においては、将来的に、樹木の生い茂った雑木林のような自然が必要となる。本留保地には、多くの貴重な樹木があるため、これらの樹木を市民のために残してほしい。	府中市生物多様性地域戦略や東京都自然保護条例等の内容を踏まえ、本留保地の活用にあたっては、自然との調和が図られた活用となるよう努めてまいります。 また、平成21年に、国立医薬品食品衛生研究所において、従来の「研究施設ゾーン」においてのみ生態調査結果が行われ、公表された経緯がありますが、今後、本留保地全体において、国による生態調査が行われた場合につきましては、その調査結果等についても留意し、利用計画策定の参考としてまいります。
35		人口が減少に転じ、空き家が全国的に問題となっている今日において、貴重な国有地をこれ以上宅地にする必要はない。また、予算が不足する中で拙速に中途半端な施設を作っても、無用の長物になる恐れがある。これらを考え、今全てを決めて実行に移すのではなく、このまま緑地として残しておいてほしい。	
36	⑤関係機関との協議等について	国が、本留保地を民間に払い下げるようになった場合、市の利用計画が反故にされるのではないかと不安がある。	留保地については、地元地方公共団体が主体となり、地域のニーズを十分に踏まえて策定した利用計画を国に提出し、当該計画に基づき国と地方公共団体との協議により、有効な活用を図ることとされております。そのため、市の利用計画を反故にし、または市の意向に反して国が当該地を処分するということはありません。
37		本留保地を市が利用するのが困難と判断した場合、国が民間に売ることを回避してほしい。	
38		利用計画策定の当初においては、米軍通信施設がある状態での策定が必要だが、施設撤去後に跡地を有効に活用できる計画も併せて策定するとともに、早期に撤去が実現されるよう尽力してほしい。	
39		米軍通信施設の移転・撤去の見込みがないとは思えないので、跡地を有効に利用するためには、当該施設の移転・撤去を前提に検討を進めるべきである。財務省・防衛省・米軍などの関係機関と折衝を行い解決することを前提に進めてほしい。	米軍通信施設については、平成8年と平成25年に、本市から防衛省を通じて米軍に対し、移転・撤去の要望を行っておりますが、現在も使用中と伺っております。その後も防衛省へは随時確認を行っておりますが、返還の目途は立っておりません。 そのため、現時点では、本施設の存置を前提として計画を策定せざるを得ないと考えております。 しかしながら、本施設が利用計画策定の弊害であることは明白であるので、今後も本施設の移転・撤去の要望を継続していくとともに、将来的な移転・撤去の可能性を考慮し、柔軟に対応できる計画となるよう検討してまいります。